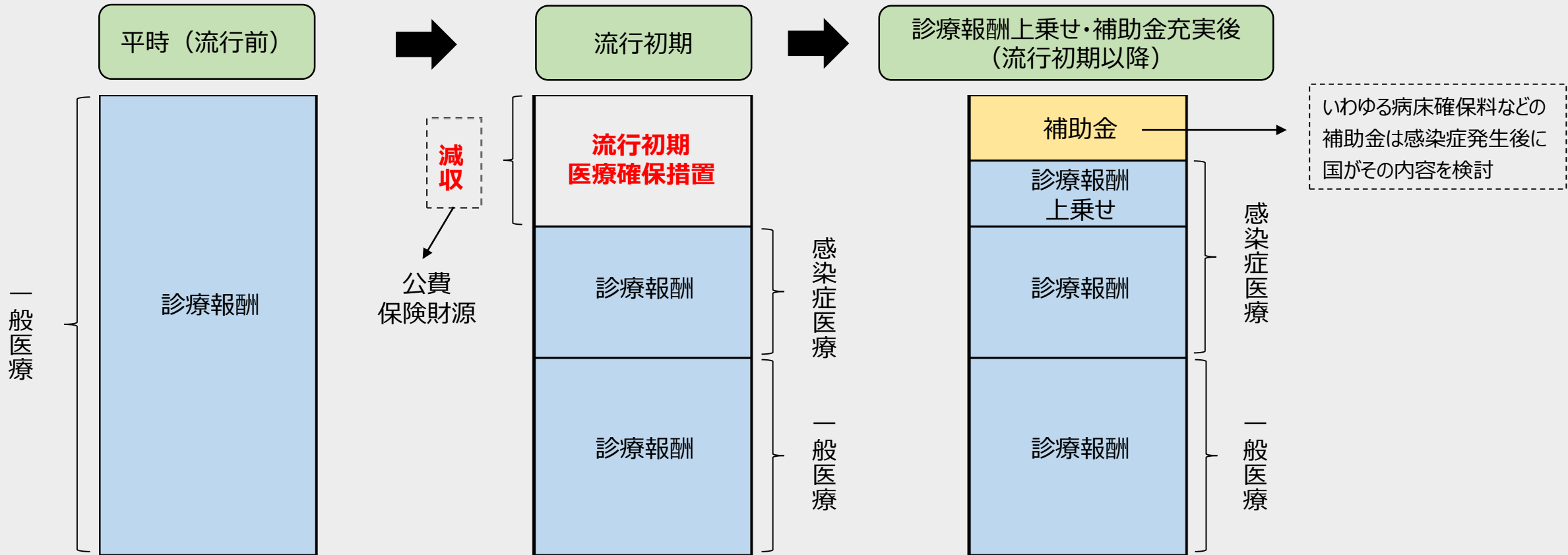


# 流行初期医療確保措置の概要

- 大きな経営上のリスクのある流行初期（感染症発生の大臣公表後から3か月程度を想定）に感染症医療を提供する医療機関（病床の確保又は発熱外来の実施）に対し、診療報酬の上乗せや補助金等が充実するまでの一定期間、財政的な支援を行う
- 感染症医療の提供（感染症患者の入院受入れや発熱患者の診察など）を行った月の診療報酬収入額が、感染症流行前の同月の診療報酬収入を下回った場合、その差額が支援される
- 病床確保（入院医療）を行う医療機関は外来も含めた診療報酬収入全体を勘案し、発熱外来のみを行う医療機関は外来分の診療報酬収入のみを勘案する



※自己負担分（差額ベッド代など）及び公費負担医療分も補償するため差額に10/8を乗じる

※審査支払機関から支給対象月の2か月後に支払われる